

資料3

第一回の議論の振り返り、 日本のキャッシュレス決済比率、 決済事業者及び国の開示の在り方について

2020年6月23日

経済産業省 商務・サービスグループ キャッシュレス推進室

1. 第一回の議論の振り返り

2. 日本のキャッシュレス決済比率

3. 決済事業者の中小店舗向け開示ガイドライン(案)について

4. 国によるポイント還元事業データの開示の方向性について

第一回の議論の振り返り①(1)ポイント還元事業の効果

委員からの主なコメントは、下記のとおり。

- ポイント還元事業は、加盟店の拡大、トランザクションの拡大をもたらし、キャッシュレス市場拡大 に大きく貢献。
- ▶ ポイント還元事業により、キャッシュレス化が大きく進展した。
- ▶ ポイント還元事業は、官民協同で店舗と消費者によいインパクトを与えたものであり、海外でも 例がない好取組であったと評価したい。
- ▶ ポイント還元事業はキャッシュレスの
 裾野の広がりに効果
 があったが、更なるキャッシュレス促進のためには、加盟店側だけでなく、消費者側をも含めた総合的な議論が必要。
- ▶ ポイント還元事業の消費者の反応は良い。消費押上げ効果などメリットを実感。他方、手数料や入金サイクルの問題があり、事業終了後もキャッシュレスを継続するインセンティブが低い。

第一回の議論の振り返り②(2)手数料引下げに向けた方策

委員からの主なコメントは、下記のとおり。

(コスト構造全体の分析の必要性/振込手数料の引下げに向けた取組の必要性)

- ▶ クレジットカードや電子マネーなど、決済手段ごとにコスト構造が全く違うため、両者のコスト構造を分解・比較することが必要。
- ▶ <u>手数料については、コスト構造全体を分析した上で、議論していくことが必要。加盟店への入金を毎日すれば、銀行振込手数料だけで収益が失われるため、振込手数料を減免する仕組みの整備も必要ではないか。</u>
- ▶ 他国との比較に際しては、金利収入のあるリボ払いが主流である他国と、金利収入のないマンスリークリアが主流である日本では収益構造が異なる点に留意すべき。

(手数料や入金サイクル等の障壁の解消)

- ▶ キャッシュレス決済環境について、諸外国に比べ日本は劣後。 **チ数料や入金サイクルの低減、リア ルタイムペイメントの実現**に向け、貢献したい。
- ▶ キャッシュレスにシフトすることで小売側は高い手数料や長い入金サイクルなどコストアップにつながる。より効率的な支払手段に向けた建設的な意見交換を期待。
- ▶ 中小店舗の利益率は2%台半ばで3%以上の手数料負担は重い。

 <u>手数料、端末代金、入金</u>

 <u>までのタイムラグの「3つの壁」の解消が必要</u>。

 <u>手数料の見える化・引下げでタイムラグ解消に</u>

 資する銀行振込手数料引下げに加え、上限設定や小口決済システムも検討してはどうか。
- ネットワークに由来するトランザクションコストは、少額決済システムの構築やネットワークの解放により引き下げられる可能性がないか。

第一回の議論の振り返り③(2)手数料引下げに向けた方策

委員からの主なコメントは、下記のとおり。

(消費者への配慮の必要性)

- ▶ 手数料はポイントの原資でもあり、手数料引下げがキャッシュレスのサービス低下につながるリスクを 考慮すべき。
- ▶ 生活者の観点からは、キャッシュレスを使える店舗が増えて便利になった。手数料引下げを検討することで、決済事業者に影響が生じ、消費者が決済サービスを使えなくなるようなことにならないよう、方策を打ち出していくことが必要。
- ▶ 手数料を単純に下げることで、決済サービスのレベルが落ち、消費者が利用しなくなる状況になる のは避けるべき。単純なコスト競争になると、企業同士のマージが続き、特定のプレイヤーが大きく なりサービスが進化しない例がある。

(インター・チェンジ・フィーの規制)

- ➤ EUは規則でインター・チェンジ・フィーの上限規制を導入済みで、EUの規制事例が日本にすぐに適用できるとは限らないが、日本でも参照に値する。
- ▶ キャッシュレスは、インフラであり生活必需サービスになった。店舗も、キャッシュレスを受け入れざるを得ない状況にある。ゆえに、世界の40地域では、消費者及び中小事業者への政策的配慮が必要との観点からインター・チェンジ・フィー規制が導入されている。日本も対応を検討するべきタイミング。

第一回の議論の振り返り④(3)手数料等の情報開示

委員からの主なコメントは、下記のとおり。

(手数料等の開示)

- ▶ 手数料等の開示に当たっては、事業者のプランを比較可能な形で開示することが必要。
- ▶ 加盟店が比較検討できるような開示は望ましく、時宜にかなったもの。
- ▶ 手数料の開示とセットで、手数料のコスト構造を加盟店にも理解してもらうことが重要ではないか。

(情報開示の手法のあり方)

- ▶ 情報開示の手法をどうするかの設計が重要。今回は、強制力を伴うハードローの形ではなく、健全な自主的競争環境を整備するという方向で、ソフトロー手法が望ましいのではないか。事業者が自主参加するインセンティブの設計も必要。
- ▶ 決済システムのコスト構造の透明性確保が重要。日本でEUのようなハードローを今すぐに導入するのは難しく、まずは事業者団体と協力しながら共同規制の方法を模索すべき。

第一回の議論の振り返り⑤(4)その他

- 委員からの主なコメントは、下記のとおり。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、レジでの客との接触機会を最小限にする観点から キャッシュレスの導入は重要。
- ▶ 加盟店に対しては、衛生面や効率面などのメリットを定量的に公に示すことで、キャッシュレスが現金と比べどれだけメリットがあるかを理解してもらうことが重要。

- オブザーバーからの主なコメントは、下記のとおり。
- ▶ 健全な競争に向けては、振込コスト等の改善など、決済業界も銀行業界も変えていくことができる余地があるのではないか。
- ▶ 目の前で何をすべきかの議論と、将来のキャッシュレス決済比率80%に向け何を目指すかの両方の議論が必要。
- ▶ 店舗への情報開示の観点から、各決済事業者のプランを比較する一覧表があると、キャッシュレスの広がりにつながる。

1. 第一回の議論の振り返り

2. 日本のキャッシュレス決済比率

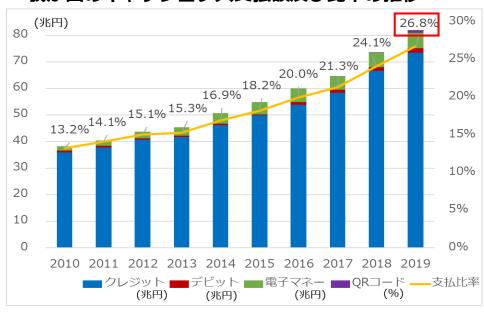
3. 決済事業者の中小店舗向け開示ガイドライン(案)について

4. 国によるポイント還元事業データの開示の方向性について

日本の2019年のキャッシュレス決済比率について

- 日本の2019年のキャッシュレス決済比率は、26.8%。
- 2018年は、特にクレジットカードの伸びに牽引されてキャッシュレス決済比率が上昇したが、 2019年は、クレジットカードのみならず、デビットカード、電子マネー、QRコード決済が伸び、特に QRコード決済の伸びが大きかった。

我が国のキャッシュレス支払額及び比率の推移



キャッシュレス決済比率の内訳の推移

年	2014	2015	2016	2017	2018	2019
クレジット	15.4%	16.5%	18.0%	19.2%	21.9%	24.0%
デビット	0.15%	0.14%	0.30%	0.37%	12.7% 0.44%	+2.1% 0.56%
電子マネー	1.3%	1.5%	1.7%	1.7%	0.07% 1.8%	+0.12% 1.9%
QR⊐−ド	-	-	-	今回追加	0.05%	+0.1% 0.31%
計	16.9%	18.2%	20.0%	21.3%	24.1%	+0.26% 26.8%
					1	J)

+2.8%

キャッシュレス決済比率 =

クレジットカード支払額※1+デビットカード支払額※2+電子マネー支払額※3+QRコード決済支払額※4

民間最終消費支出※5

(出典)

- ※1 (一社)日本クレジット協会調査(注)2012年までは加盟クレジット会社へのアンケート調査結果を基にした推計値、2013年以降は指定信用情報機関に登録されている実数値を使用。
- ※2 日本デビットカード推進協議会(~2015年)、2016年以降は日本銀行「決済システムレポート」・「決済動向」
- ※3 日本銀行「決済動向」
- ※4 (一社)キャッシュレス推進協議会「コード決済利用動向調査」
- ※ 5 内閣府「国民経済計算」(名目)

+2.7%

QRコード決済利用金額の伸び

 QRコード決済の利用金額 (クレジットカード利用分及びクレジットカードチャージ分等を除く)は、 2018年から2019年にかけて、約6倍に伸びた。

(参考) QRコード決済利用金額の出所

- 一般社団法人キャッシュレス推進協議会が、2019年より、「コード決済利用動向調査」として、QRコード決済の利用金額を集計。今後も、 年一回、集計予定。
- 2019年分については、QRコード決済事業者11社の店舗でのQRコード決済の利用金額から、クレジットカード利用分及びクレジットカード チャージ分等を除いた数字を、キャッシュレス決済比率における「QRコード決済支払額」としてカウントしている。

キャッシュレス決済比率における「Q Rコード決済支払額」

= QRコード決済の店舗利用金額 - クレジットカード等(※)

※クレジットカード及びブランドデビットカード紐付け利用分、クレジットカード及びブランドデビットチャージ分

QRコード決済の利用金額の推移(2018年~2019年)

(百万円)

項目	2018年	2019年
店舗利用金額	165,040	1,120,598
うち、クレジットカード等*	8,164	159,804
クレジットカード等を除いた店舗利用金額	156,876	960,794

約6倍

出所: (一社) キャッシュレス推進協議会「コード決済利用動向調査」

- 1. 第一回の議論の振り返り
- 2. 日本のキャッシュレス決済比率
- 3. 決済事業者の中小店舗向け開示ガイドライン(案)について
- 4. 国によるポイント還元事業データの開示の方向性について

開示・公表の手法について -決済事業者の開示ガイドライン-

- 本年6月末にポイント還元事業が終了するが、決済手数料や入金サイクル等について不安視する中小店舗の声も強い。このため、政府としても、ポイント還元事業終了を見据え、終了後も中小店舗向けの開示・公表を継続・充実させていくべき旨、示していく必要がある。
- 他方、キャッシュレス決済市場の変化が速く柔軟な対応が求められること、決済手段毎にその特徴や求められる情報が異なることなどを踏まえると、その内容や手法については、業界において、自主的かつ継続的に検討されていくことが望ましいのではないか。
- なお、開示・公表に当たっては、各決済事業者の個別の開示に加え、中立的な民間団体において各事業者の情報を横断的に一覧性のある形で公表することも重要である。

ハードローとソフトローのメリット/デメリット

		1 =			
	内容	メリット	デメリット		
ハードローアプローチ	法令上、開示義務を課す方法	事業者は必ず対応する。規制内容が明確である。	新しい概念や技術等に対応するためには、 法改正が必要となり、時間を要する。規制に従った形式的・画一的な対応になり、 業界の発展をかえって阻害する可能性。		
ソフトロー アプローチ	法令ではないがガイドライン 等により開示を促す方法	新しい概念や技術等に柔軟な対応が可能。事業者による、よりよい方策(ベスト・プラクティス)への模索を阻害しない。	事業者が不対応なら、ガイドラインが形骸化。対応すべきことが不明確になる可能性。		

<参考>金融審議会市場ワーキング・グループ報告書(平成28年12月22日付)(金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」に関して)

「これまで、金融商品のわかりやすさの向上や、利益相反管理体制の整備といった目的で法令改正等が行われ、投資者保護のための取組みが進められてきたが、一方で、これらが最低基準(ミニマム・スタンダード)となり、金融事業者による形式的・画一的な対応を助長してきた面も指摘できる。本来、金融事業者自らが主体的に創意工夫を発揮し、ベスト・プラクティスを目指して顧客本位の良質な金融商品・サービスの提供を競い合い、より良い取り組みを行う金融事業者が顧客から選択されているメカニズムの実現が望ましい。そのためには、従来型のルールベースでの対応を重ねるのではなく、プリンシプルベースのアプローチを用いることが有効であると考えられる。」

決済事業者の中小店舗向け開示ガイドライン(案)について

- ポイント還元事業の終了を見据え、<u>経済産業省</u>として事業終了後も中小店舗向け情報の開示・公表を継続・ 充実させていくべき旨まとめた**ガイドラインを策定**する。
- その上で、まず、ポイント還元事業に参加している決済事業者に対し、決済手数料や入金サイクル等の開示・公表を継続・充実するよう協力を要請するとともに、キャッシュレス推進協議会に対しそれらの情報を一覧性のある形でまとめて公表することを要請する。
- 今後は、**策定されたガイドラインを参考**に、**業界において自主的かつ継続的にその開示・公表内容や手法につ** いて不断の検討がなされていくことが望ましい。

キャッシュレス決済事業者の中小店舗向け開示ガイドライン(案) 骨子

- <u>手数料等の情報の開示・公表</u>は、決済事業者間の市場競争が促される。今後もその継続・充実が重要
- 開示内容やその手法等については、**業界において、自主的かつ継続的に不断の検討**がなされることが望ましい
- 各決済事業者による個別の開示に加え、各事業者の情報が比較可能な一覧性のある公表も重要
- 下記の情報を、中小店舗に分かりやすい形で開示・公表することが推奨される
 - (1) 中小店舗に適用している決済手数料
 - 決済手数料の上限と下限の幅、あるいは、標準料率、及び、決済手数料の設定方法
 - 今後の手数料変更の可能性がある場合にはその旨及び変更が行われる条件
 - 現在の日本の決済インフラ・コスト構造を踏まえると現行の決済手数料が不当に高いとは言えない 決済事業者と店舗の間でそのコスト構造に関する認識を共有することも重要。
 - (2)決済手数料以外に発生する費用
 - (3)入金に関する条件
 - 入金の頻度や入金手数料の負担者及びその額、特別な条件による入金が行われる条件と費用
 - 一定の条件下で加盟店への入金を停止したりなどする可能性がある場合には、その旨及び条件
 - (4) その他中小店舗が決済事業者を選択するに当たって有益と思われる情報
 - (ア) 中小店舗向けの訴求点
 - (イ)対面・非対面(オンライン)の別
 - (ウ) その他 (対応可能なブランド/サービス、サービス提供エリア、対応可能な決済端末の種類)

1. 第一回の議論の振り返り

- 2. 日本のキャッシュレス決済比率
- 3. 決済事業者の中小店舗向け開示ガイドライン(案)について
- 4. 国によるポイント還元事業データの 開示の方向性について

ポイント還元事業で得られたデータの開示についてのヒアリング結果

● キャッシュレス化を進める自治体やデータ利活用を行う店舗などに、ポイント還元事業により国が **得たデータ**に関し、**何をどのような形式で公開すれば活用しやすいか**についてヒアリングを行ったところ、主な意見は下記の通り。

1. 公開を希望するデータ項目について

(自治体)

- 県内各地域のキャッシュレス決済の普及状況を把握するため、<u>市区町村別の加盟店数や決済データ</u>がほしい。
- <u>決済手段別の決済金額や決済単価のデータ</u>があると、地域においてキャッシュレス導入促進をする 上で、どの決済手段に注力すべきかが把握できてよい。
- <u>同じ業種で他地域と比較</u>、あるいは、<u>同じ地域で他業種同士を比較</u>したい。

(店舗)

- <u>業種別の決済金額・件数やその時系列変化</u>が分かれば、自社と同業他社との比較・分析ができてよい。
- 都道府県別のキャッシュレス利用状況に違いがあるか、傾向を見たい。

2. データの形式について

(自治体)

• <u>生データを元にクロス分析</u>を行い、適宜、有益な分析結果を取りたい。

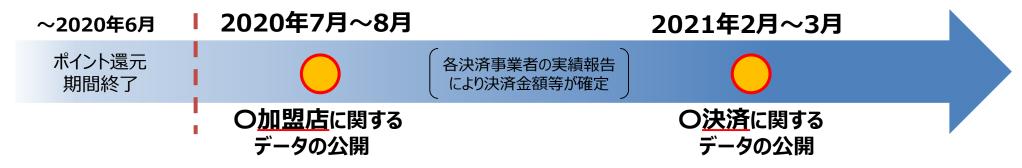
(店舗)

• <u>オープンデータ</u>として、<u>元データをCSV形式などユーザーが分析に利用しやすい形で公開</u>してほしい。 一方で、データ分析に慣れていない店舗や自治体向けに、<u>元データを加工した資料も公開</u>すれば、 活用イメージを共有できてよい。

ポイント還元事業で得られたデータの開示の方向性について(案)

● 国は、ポイント還元事業で得られた加盟店や決済に関するデータを、中小店舗や自治体、決済 事業者が利用しやすい形で公開していくことが必要ではないか。

1. データ公開スケジュール (案)



2. データ公開項目一覧(案)

加盟店 に関するデータ						
都道府県別						
市区町村別						
業種分類別	全 登録加盟店数					
キャッシュレス決済手段別						
消費者還元開始日別						

決済 に関するデータ						
都道府県別	決済金額					
市区町村別						
業種分類別	(九)文千粉(约束)					
キャッシュレス決済手段別	· 決済手数料率					
決済日別	アクティブ加盟店数					

3. データ公開に当たっての留意点

✓ 市区町村別の決済金額、決済回数、決済手数料率等を時系列で公開する場合、登録加盟店数がごく少数の自治体については、店舗の情報が特定される恐れがある。そのため、当該部分のデータについては公開を控えるなど、登録加盟店数が少ない自治体のデータ公開には一定の配慮をすべきではないか。

加盟店に関するデータ公開の方向性(例)

1.都道府県別×市区町村別×業種分類別の登録加盟店数

業種分類別

松光点归			加盟店数		固定店舗					X-CUT.	移動販売等
都道府県 市区町村		(小言	(小計) 小売業		サービス業その		その他業種				
北海道小計											
北海道	札幌市	都追	府県別								
北海道	函館市		×								
:	:	市区	町村別			:			:	•	:
東京都小計			1								
東京都	千代田区						, <u>-</u> ,,,				
東京都	中央区					イメ	ージ				
:	:		:				_		:	•	•
沖縄県小計											
沖縄県	那覇市									_	V. A L
:	i		:			•	:		:	: 5	登録加盟店数
沖縄県	与那国町	•									
都道府県総計											

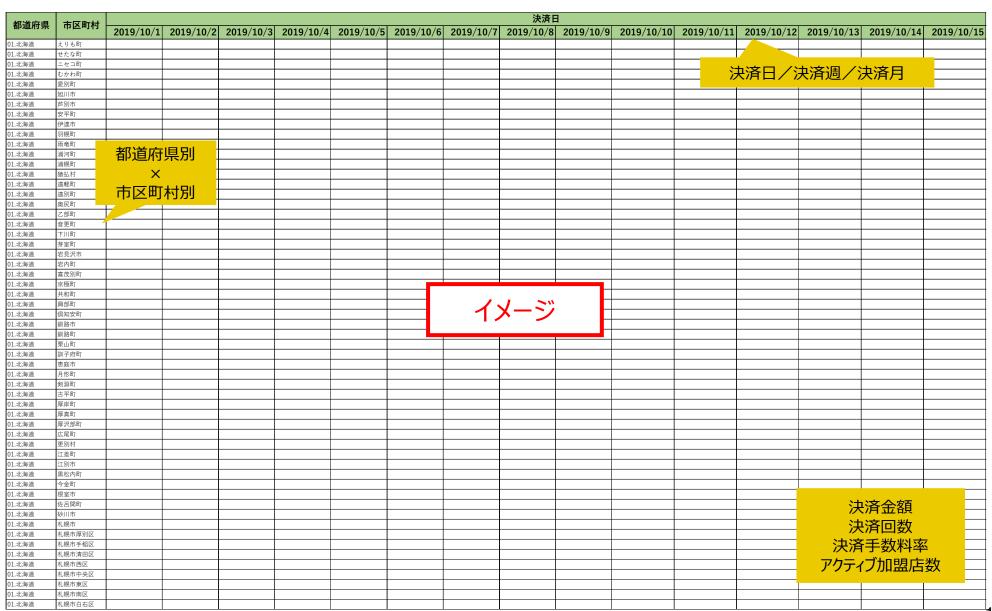
2. 都道府県別×市区町村別×キャッシュレス決済手段の登録加盟店数

キャッシュレス決済手段別

都道府県	市区町村	加盟店数 (小計)	クレジットカード	QR⊐-F	その他電子マネー等
北海道小計					
北海道	札幌市				
北海道	函館市				
:	· i	:	:	:	:
東京都小計					
東京都	千代田区				
東京都	中央区		イメージ		
:	:	:		:	:
沖縄県小計					
沖縄県	那覇市				
:	· i	:	:	:	登録加盟店数
沖縄県	与那国町		_		
都道府県総計					

決済に関するデータ公開の方向性(例)

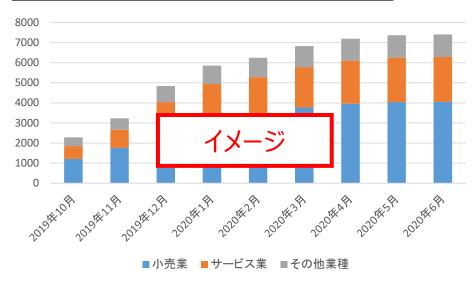
1. 都道府県別×市区町村別×決済日別の決済金額/決済回数/決済手数料率/アクティブ加盟店数



17

公開データの活用イメージ

● ●県××市の業種別登録加盟店推移(店舗)



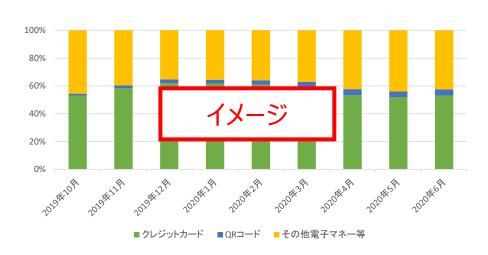
▲▲県□□町の決済単価推移(円)



地域別の登録加盟店数推移(店舗)



■ ■ 県におけるキャッシュレス決済手段別の決済金額シェア (%)



本日議論いただきたいこと

1. 日本のキャッシュレス決済比率について

- 2018年から2019年にかけてのキャッシュレス決済比率の変化
- 今後のキャッシュレス決済市場

2. 決済事業者の中小店舗向け開示ガイドライン(案)について

- 開示手法等(ソフトロー的アプローチ、民間団体による比較可能な開示、民間による今後の検討)
- 開示内容(中小店舗が自ら契約する決済事業者を比較検討する上で、適切か等)

3. 国によるポイント還元事業データの開示の方向性について

国が開示するデータの形式や内容(中小店舗や自治体、決済事業者が利用しやすい内容となっているか等)

4. 今後の検討会の進め方について

第3回以降で掘り下げていくべき論点、調査事項(手数料のコスト構造の分析、ネットワーク利用料や端末利用料のあり方など)

参考資料

【ポイント還元事業】店舗の種類別の登録状況と利用状況

- 2020年6月11日時点の加盟店登録数は、約115万店になります。
 - このうち、5%還元対象の中小・小規模事業者(個店)の登録数が約105万店(約91%)
 2%還元対象のフランチャイズチェーン(コンビニ以外)の登録数が約5.2万店(約5%)
- 2019年10月1日~2020年4月13日までの対象決済金額は約8.5兆円、還元額は約3530億円です。

(注) 決済データの連携のタイミングが加盟店や決済事業者毎に異なるため、上記の決済金額及び還元額が事後的に変動する可能性がある。

(1) 各区分ごとの加盟店登録数の推移は以下のとおり。

	10月1日	11月1日	12月1日	1月11日	2月1日	3月1日	4月1日	5月1日	6月1日	6月11日
中小•小規模事業者	約41万店	約54万店	約75万店	約85万店	約89万店	約94万店	約98万店	約102万店	約105万店	約105万店
フランチャイズチェーン	約3.6万店	約4.1万店	約4.8万店	約5.0万店	約5.0万店	約5.1万店	約5.1万店	約5.2万店	約5.2万店	約5.2万店
コンビニ	約5.0万店	約5.3万店	約5.4万店	約5.4万店	約5.4万店	約5.4万店	約5.4万店	約5.5万店	約5.5万店	約5.5万店

(2) 対象決済金額・対象決済回数に占める各決済手段の内訳は以下のとおり。

	クレジットカード	QRコード	その他電子マネ一等
対象決済金額	約5.4兆円(約64%)	約0.6兆円(約7%)	約2.5兆円(約29%)
対象決済回数	約11.6億回(約29%)	約6.4億回(約16%)	約22.0億回(約55%)
決済単価	約4600円	約1000円	約1100円

- (※1) 各決済事業者が登録した決済データをもとに算出。ただし、コンビニ等一部決済データから決済手段が判別できない加盟店については、ヒアリングをもとに補正。
- (※2)いずれも機械的に試算した概数であり、今後変更の可能性がある。
- (3) 決済金額別の決済回数の割合は以下の通り。

	500円未満	500円~1000円未満	1000円~3000円未満	3000円~5000円未満	5000円以上
対象決済回数の割合	約14.7億回(約37%)	約9.7億回(約24%)	約9.9億回(約25%)	約2.7億回(約7%)	約3.0億回(約8%)